

大仙市 { **水道** } 事業経営戦略
 簡易水道

団 体 名 : 大仙市

事 業 名 : 大仙市水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	計 画 給 水 人 口	33,517 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法適(全部適用)	現 在 給 水 人 口	31,829 人
		有 収 水 量 密 度	0.740 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	☑表流水 , ☐ダム , ☐伏流水 , ☑地下水 , ☐受水 , ☐その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長	307.17 千m
	配水池設置数	4		
施 設 能 力	15,800 m ³ /日	施 設 利 用 率	78.70 %	

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え の 方	公営企業は独立採算を基本として経営されており、使用者の負担の公平を図るとともに、事業の健全な発展を図りつつ、財政の自主・自立性を確保することが求められている。 当市の水道料金は、水を使用しなくても毎月一定の負担をお願いする基本料金と、水を使用した分だけ負担をお願いする従量料金に分けられている。受益者負担の原則の下、使用状況に応じた公平かつ適正な料金体系により事業運営を行っている。 なお、資産維持費の算定は無い。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 22 年 7 月 1 日		

(料金表)

令和元年10月1日以降
 ※消費税及び地方消費税を含む

基本料金

用途及びメーターの口径	料金	
一般用 浴場用 プール用 工場用	13mm	830円
	20mm	1,250円
	25mm	2,090円
	30mm	3,660円
	40mm	5,650円
	50mm	18,850円
	75mm	34,570円
	100mm	52,380円
	150mm	73,330円

従量料金

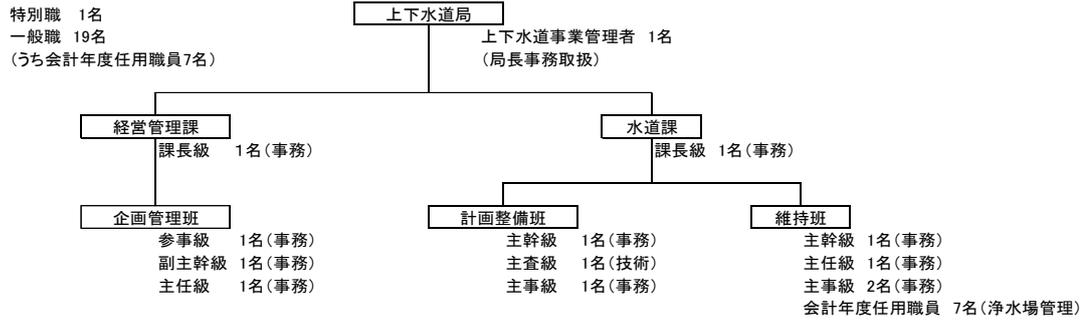
用途及び種別	区分	料金		
一般用	口径20mm以下	1~10m ³	74円	
		11~20m ³	136円	
		21~50m ³	210円	
		51~100m ³	242円	
	口径25mm以上	101m ³ ~	263円	
		1m ³ につき	1~50m ³	210円
			51~100m ³	242円
			101m ³ ~	263円
浴場用	1m ³ につき	136円		
プール用				
工場用	1m ³ につき	147円		
消防演習用	消火栓1基1口1分	220円		
臨時用	1m ³ につき	440円		

④ 組織

職員構成(上水道事業)

(令和3年4月1日現在)

○職員数



○職務内容

- 企画管理班 … 予算・決算、各種統計調査、入札・契約事務等に関すること
- 計画整備班 … 配水施設の維持管理、水道施設の計画等に関すること
- 維持班 … 水源・取水・導水及び浄水施設の維持管理、水質検査、道路等の占用等に関すること

(2) これまでの主な経営健全化の取組

○企業債に関する事項

平成19年度に公的資金補償金免除繰上償還にかかる公営企業健全化計画を策定しており、これまで職員数の削減や経常経費の圧縮に努めてきた。公営企業健全化計画策定後、平成24年度にかけて借入利率5%以上の企業債の繰上償還を実施しており、支払利息の削減につながっている。令和元年度に宇津台浄水場更新事業が完了したことに伴い、企業債については平成20年度に借り入れて以降、11年振りに8億円を借り入れている。今後も水道施設整備事業の実施の際には、工法等の検討によりコスト縮減を図り、効率的に事業を実施することで企業債の借入を抑制していく。

○組織、人材、定員、給与に関する事項

平成31年に策定した大仙市新水道ビジョンにおける施策の一つとして組織の見直しを掲げており、令和2年度より上下水道局の組織体制を本庁、西仙北・協和建設水道事務所、中仙・太田建設水道事務所の3つに集約している。料金徴収業務等については、民間ノウハウの活用と業務の集約・経費縮減を目的に平成30年度から民間事業者へ委託し、水道料金のコンビニ収納・スマートフォン決済の実施や滞納対策の取り組み等により収益向上につなげている。現在直営により行っている水道施設の運転管理業務については、職員数の減少、特に水道業務に精通したベテラン技術職員の退職に伴い技術の継承が困難となっていることから、民間の技術力と運転管理のノウハウを活用した大仙市全域の包括的委託を検討する。また、経営の合理化を進めるため、費用対効果を十分に検証した上で、上水道と簡易水道を1つにする経営統合について検討する。

○資金管理・調達に関する事項

給水人口の減少や大口需要者の地下水利用への転換、節水型家庭用機器類の使用等により給水収益は減少傾向にある。内部留保資金の活用と企業債の借り入れなどにより、事業運営に必要な運転資金や水道施設整備等に必要な投資資金を確保する予定ではあるが、持続的な経営を行うためにも、適切な料金水準や料金体系の検討について、使用者負担の公平性を勘案しながら取り組んでいく。

○情報公開に関する事項

現在、市のホームページ上に水道手続きに関する情報、水質検査計画情報、経営比較分析に関する情報等を公開している。また、上下水道広報を定期的に発行することにより、より多くのお客様へ必要な情報が発信されるよう努めている。今後は、更新された宇津台浄水場などの施設見学会を積極的に開催し、事業経営や業務内容、水道水ができるまでの仕組みを広く知っていただき、説明責任の強化を図るとともに、一方的な情報の提供だけでなく、パブリックコメントの実施などにより事業運営に直接反映できるような仕組み・環境づくりに取り組んでいく。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

令和2年度決算に基づく本事業の「経営比較分析表(令和3年度公表)」を添付する。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

新水道ビジョンにおいて、実績を基に「時系列傾向分析の手法」を用いて給水人口を推計している。地域内人口同様に給水人口も年々減少していく見込みであり、計画期間の最終年度である令和13年度には31,208人まで減少すると推計される。

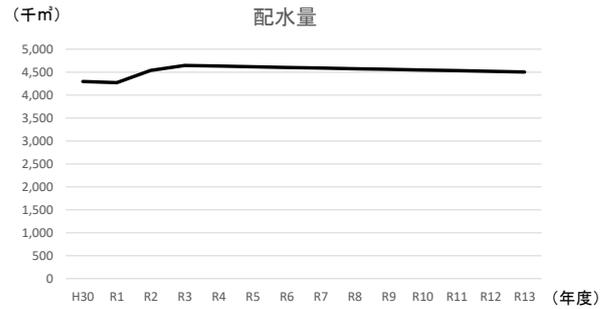
項目	年度	事業名										上水道事業					
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13		
地域内人口	(人)	37,139	36,855	36,566	36,615	36,418	36,221	36,025	35,831	35,637	35,445	35,253	35,063	34,873	34,685		
給水区域内人口	(人)	36,275	36,020	35,767	35,809	35,630	35,453	35,276	35,101	34,926	34,752	34,579	34,407	34,235	34,065		
給水人口	(人)	32,405	32,108	31,829	32,192	32,103	31,979	31,890	31,802	31,678	31,590	31,501	31,403	31,306	31,208		
給水普及率	(%)	89.3	89.1	89.0	89.9	90.1	90.2	90.4	90.6	90.7	90.9	91.1	91.3	91.4	91.6		
一日平均給水量	有収水量	一人一日平均使用水量	(ℓ)	306	305	318	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313	
		一日平均使用水量	(m ³)	9,925	9,780	10,129	10,076	10,048	10,009	9,982	9,954	9,915	9,888	9,860	9,829	9,799	9,768
給水量	無収水量	計	(m ³)	9,925	9,780	10,129	10,076	10,048	10,009	9,982	9,954	9,915	9,888	9,860	9,829	9,799	9,768
		計	(m ³)	55	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水量	無効水量	計	(m ³)	9,980	9,835	10,129	10,076	10,048	10,009	9,982	9,954	9,915	9,888	9,860	9,829	9,799	9,768
		計	(m ³)	1,787	1,834	2,305	1,504	1,444	1,383	1,324	1,266	1,207	1,151	1,096	1,092	1,089	1,085
一人一日平均給水量	(ℓ)	363	363	391	360	358	356	355	353	351	349	348	348	348	348		
一日最大給水量	(m ³)	14,246	14,203	15,026	15,338	15,221	15,089	14,975	14,861	14,731	14,621	14,511	14,465	14,421	14,375		
一人一日最大給水量	(ℓ)	440	442	472	476	474	472	470	467	465	463	461	461	461	461		
有収率	(%)	84.4	83.8	81.5	87.0	87.4	87.9	88.3	88.7	89.1	89.6	90.0	90.0	90.0	90.0		
有効率	(%)	84.8	84.3	81.5	87.0	87.4	87.9	88.3	88.7	89.1	89.6	90.0	90.0	90.0	90.0		
負荷率	(%)	82.6	82.2	82.8	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5		

※H30～R2は決算値、R3以降は『大仙市新水道ビジョン』に基づく予測値である。

(2) 水需要の予測

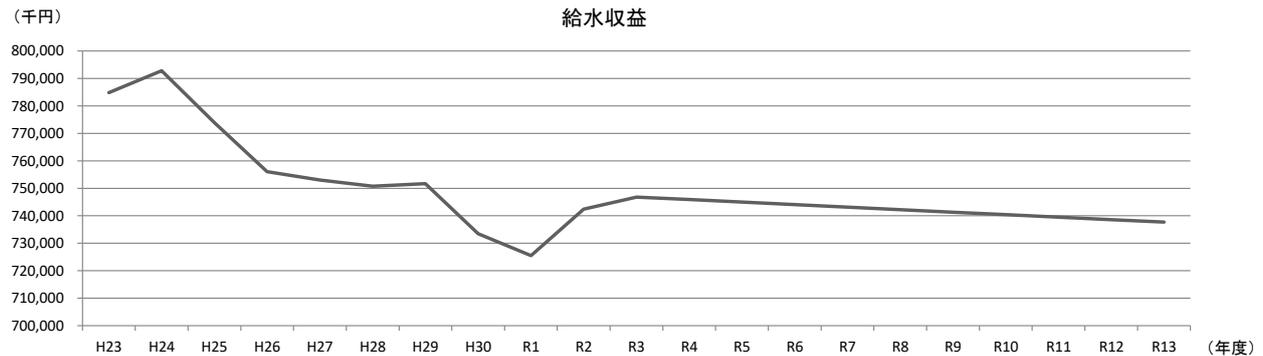
料金収入を主な財源としている水道事業は、水需要の動向が事業運営に大きく影響を及ぼすこととなる。当市の水需要の予測として、給水人口が徐々に減少することに加えて、大口需要者の使用水量の減少、各家庭の節水意識の高まりや節水器具の普及などにより、配水量は今後も継続して減少していくものと見込んでいる。新水道ビジョンにおいて計画期間(平成31年度から令和10年度)における水需要を予測しており、その手法については次の表のとおりである。

No.	推計項目	推計手法など
1	行政区域内人口(人)	過去10年間の実績を基に「時系列傾向分析の手法」にて
2	給水区域内人口(人)	目標年次である「令和10年度」まで推計
3	給水普及率(%)	※時系列傾向分析の各手法
		1)年平均増減数による手法
		2)年平均増減率による手法
		3)修正指数曲線式による手法
		4)べき曲線式による手法
5)ロジスティック曲線式による手法		
4	給水人口(人)	給水区域内人口(人)×給水普及率(%)
5	一人一日平均使用水量(ℓ)	過去10年間の実績平均値を採用
6	一日平均使用水量(m ³)	給水人口(人)×一人一日平均使用水量(ℓ)
7	有収率(%)	令和10年度の目標有収率を90.0%に設定
8	一日平均給水量(m ³)	一日平均使用水量(m ³)÷有収率(%)
9	負荷率(%)	過去10年間の実績最低値を採用
10	一日最大給水量(m ³)	一日平均給水量(m ³)÷負荷率(%)



(3) 料金収入の見通し

水需要の予測に記載した要因等により、料金収入も継続して減少していくものと見込んでいる。ただし、給水戸数が年々増加傾向にあることや、企業誘致により工場等の水需要増加も考えられるため、大幅な減収にはならないものと予測している。



(4) 組織の見直し

平成29年度に簡易水道事業、平成30年度に下水道事業の地方公営企業法適用化のタイミングに合わせ、経営管理課、水道課、下水道課の3課体制からなる上下水道局を発足させている。経営管理部門を統合することにより、業務の合理化、事務の効率化を図っている。また、平成30年度より利用者サービスの向上と経営の効率化を目的とし、料金徴収業務等を民間事業者へ委託している。令和2年度には、適正かつ効率的な職員の集約について見直し、上下水道局の組織体制を本庁、西仙北・協和建設水道事務所、中仙・太田建設水道事務所の3つのエリアに集約している。このうち、上水道事業の給水区域である大曲地域と仙北地域の一部については、本庁にて業務を管轄している。

現在抱える課題として、熟練した職員の退職が進んでおり、現役技術者への技術・知識等の継承に不安があること、また人口減少が顕在化し水道料金収入の減少も予測されるなか、老朽施設の更新や適正な規模での施設統合を進めていかなければならないことなどが挙げられる。課題解決の一つとして新水道ビジョンでも掲げているとおり、水道施設の運転管理業務について、大仙市全域の包括的委託を検討し、民間の技術力と運転管理のノウハウを活用することで事業の効率化を図る。

3. 経営の基本方針

○基本理念

水道事業は、電気・ガス・運輸・電気通信事業等と同様、経済的であるとともに公的配慮が必要な事業として公益事業という産業に位置づけられており、今では最も生活に密着した、必要不可欠なインフラとなっている。また、東日本大震災の経験から、重要なライフラインであると再認識された。

現在、水道事業を取り巻く環境や求められる役割は大きく変化しており、供用開始時の役割であった公衆衛生の向上や生活環境の改善、高度経済成長期の大幅な水需要の増大への対応などから、今は、老朽施設の更新や災害に強い水道などハード面の再構築、少子高齢化や人口減社会による水需要減少の中での健全な経営などが重要な課題として新たに求められている。

大仙市の水道のあるべき姿を明確にし、様々な課題を克服することにより、次世代へ確実にバトンを繋いでいくために、「安全で安心な水道水の安定供給と持続」を基本理念とし、事業運営を行っていく。

○基本方針

基本理念に掲げた「安全で安心な水道水の安定供給と持続」を目指し、以下の4点を基本方針として、大仙市の水道のあるべき姿の実現に取り組んでいく。また、中長期的な展望に立った施策を実施するため、計画期間は10年間とし、毎年、決算時には、実施の状況及び効果を分析する。

- (1) 事業経営と業務の効率化
- (2) 良質で美味しい水道水の提供
- (3) 人材育成と活力のある組織づくり
- (4) 強靱かつ効率的な管路への改良

○有収率

当市の有収率は、令和2年度81.46%であり年々減少傾向にある。令和元年度全国平均89.80%、類似団体平均値84.60%を下回っており、施設の稼働状況が収益に効率的に反映されているとは言えない状態にある。老朽管の計画的更新、漏水調査の実施による早期の漏水修繕、その他無効水量の要因を特定・改善し、新水道ビジョンの目標年次である令和10年度の目標有収率を90%以上と設定する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	浄水施設について、令和2年度末時点で玉川第1浄水場が50年、玉川第2浄水場が43年経過しており、施設の老朽化が顕著となってきた。令和元年度で宇津台浄水場更新事業を完了し、今後は玉川浄水場の更新を計画している。
	また、管路延長は令和2年度末時点で307.17kmとなっており、そのうち法定耐用年数を超過している管路が約23.71%存在する。かつての上水道拡張事業により昭和50年代にかけて布設された管路が次々と耐用年数を迎えることから、計画的に管路更新事業を進めていく必要がある。近年の大きな地震時の水道被害の状況を鑑みると、管路等の耐震化は危機管理対策として重要な課題であるため、管路更新に併せて耐震化の効果的な推進を図る。

○玉川浄水場更新事業について

第1期拡張事業により昭和44年度に完成した玉川第1浄水場は、令和7年度に法定耐用年数である55年を迎えることから、更新事業を進める。更新にあたり、将来的な水需要に見合った施設・設備の合理化(スペックダウン)について検討し、費用を最小限に抑える。また、遠隔監視制御システム・インバータ制御方式ポンプの導入、施設・設備の耐震化、高度浄水処理方式等についても検討する。

○老朽管更新事業について

有収率は年々減少、管路経年率は23.71%と全国平均20.63%(R2年度)を上回り、さらに管路更新率は0.20%(直近5年平均)と全国平均0.69%(R2年度)を下回っている状況であることから計画的に管路更新を進める。併せて管路更新時に耐震管へ更新することで管路の耐震化を図る。また、漏水調査により効率的に漏水修繕を実施し、不明水量を減らすことで有収率の向上を目指す。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>○料金収入→7億円以上を確保し、純利益を5千万円以上確保できる水準とする。</p> <p>○資金残高→6億円前後を維持確保する。</p> <p>○企業債残→不用意な借入はせず、企業債未償還残高を増加させない。 (令和2年度末の未償還残高は21億円である。今後は、玉川浄水場更新事業により企業債の新規借入を予定している。)</p>
-----	---

資本的収支の財源は、一般会計出資金(繰入基準に基づくもの)の対象となるものを見込み、補てん財源として内部留保資金を活用しながら企業債の借入で賄うよう設定している。
また、収益的収支については、令和2年度決算及び令和3年度当初予算を考慮して、将来の水需要に基づく給水収益を算定するなどして設定している。なお、物件費等の物価上昇率は見込まず、現状水準で推移するものとしている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 維持管理費
- ①人件費：職員数は現状を維持するものとし、給料、手当等を現行の制度に基づき計上している。
 - ②修繕費：施設の点検・修繕計画等に基づき、現状予算と同等額を計上している。
 - ③動力費：浄水場及び増圧ポンプ施設における電力料金を、直近の単価と業務予定量に基づき計上している。
 - ④薬品費：浄水処理に要する薬品購入費を、直近の単価と業務予定量に基づき計上している。
 - ⑤その他：実績等を考慮し、直近の単価と業務予定量に基づき必要額を計上している。
- 減価償却費
定額法による減価償却額を計上している。
- 支払利息
企業債利息について、既往債及び新規に発行を見込んでいる企業債の利息額を計上している。
- 企業債償還金
企業債償還金について、既往債及び新規に発行を見込んでいる企業債の元金償還額を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	<p>市町村の取組として、県南部の9市町村が構成員となり、水道事業の連携促進に向けて「県南地区水道事業連携推進座談会」が設置され、平成30年度までに5回の会議のほか先進地視察を実施した。 『秋田県水道ビジョン』には、県の基本的な考え方として、「市町村内の広域化」と「市町村の行政区域を越えた広域化」について示されている。大仙市では平成31年4月に簡易水道の料金が統一され、今後は上水道事業と簡易水道事業の経営統合を検討することとしている。一方で、市町村の行政区域を越えた広域化については、山間部等が多いことから施設の共同化(ハード連携)を進めていくことは困難であるため、管理の一体化(ソフト連携)として、共同委託の検討・導入、情報交換(研修等)などを検討していく。</p>
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	<p>平成30年度から、窓口業務や料金関係業務を民間事業者へ委託することで、民間ノウハウの活用と業務の集約・経費縮減を図っている。また、使用者サービスの向上を図ることを目的として、料金のコンビニ収納やスマートフォン決済を活用するなど、収納方法の多様化を実現している。今後も使用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう適宜改善していく。</p>
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	<p>令和元年10月1日に改正水道法が施行され、適切な水道施設の維持管理・更新に向けて、令和4年9月30日までに水道施設台帳を整備することが義務化された。これに伴い、水道施設台帳作成業務委託により台帳整備を進めている。水道施設台帳は、水道施設の維持管理及び計画的な更新など、適切な資産管理に活用するほか、アセットマネジメントの実践にあたり基礎的なデータとして活用することができる。台帳整備後に「施設の長寿命化による投資抑制」や「水道施設の更新需要の平準化」について検討していく。</p>
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	—
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	<p>施設・設備の更新を要する際には、将来的な水需要を予測し、必要最小限に抑制する。</p>
その他の取組	—

② 財源についての検討状況等

料 金	<p>○収納率の向上 水道料金の確実な収納を図るため、水道使用者のニーズに対応した支払い方法の提供を検討する。公平性及び公正性を確保するため、悪質な滞納者に関しては戸別徴収の実施や停水処分の執行など毅然とした態度で臨み、毎月の支払いが経済的に困難な方には分納相談に応じるなど、個々の状況により対応していく。また、収納率の動向は、社会情勢や経済状況に左右されることが多分にあり、滞納事由も個々により異なるが、その事由別に債権者の仕分けを行い、債権の保全・回収に向けた取り組みを強化する。さらには、情報交換や共有、ケーススタディによる対応協議など、幅広く意見交換する場として簡易水道及び下水道担当を含めた徴収対策会議を継続して、定期的開催していく。</p> <p>○料金の改定 平成22年度には、需要構造の変化や水資源保護の観点からの節水への配慮などに対応した公平で公正な料金体系の構築を目指し、使用者負担の激変を招かないよう措置を講じた料金改定を実施している。しかし、料金改定率は0%と、料金値上げはしていなかった。法定耐用年数を経過した水道管は今後も増加することから、「老朽管更新事業」については一定の投資費用が計上されていくことになる。また、大規模な投資を要する「玉川浄水場更新事業」が完了した翌年度には、多額の減価償却費が計上されることから、収支不均衡とならぬよう、経営の合理化と効率化を図り、総括原価に基づく適切な料金水準や料金体系について、水道使用者の負担の公平性に配慮しながら料金改定を検討する必要がある。また、将来的には、上水道と簡易水道の経営統合や経過措置期間を設けた料金体系の統一を検討していく。</p>
企 業 債	玉川浄水場更新事業や、耐用年数が経過した管路等の更新費用が不透明な状況にあり、企業債の借入も含め、今後検討していく必要がある。
繰 入 金	—
資産の有効活用等による収入増加の取組	—
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を行った上で、お客様ニーズや社会環境の変化等を踏まえ、適宜修正を行っていく。</p> <p>具体的には、毎年の決算が公表された後、経営戦略の収支計画との乖離や他の計画と内容の整合を検証し、後年に影響が出てくる場合は、収支計画を修正する。</p>
---------------------	--

経営比較分析表（令和2年度決算）

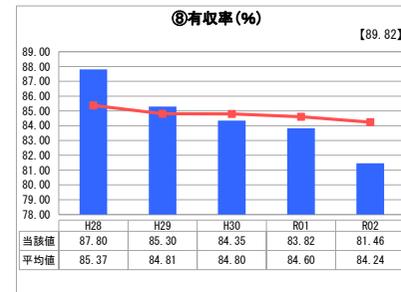
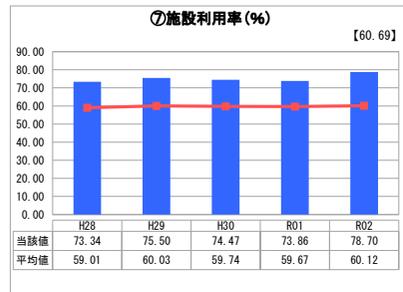
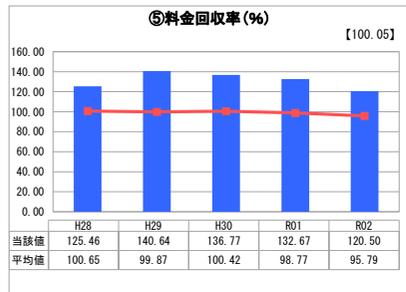
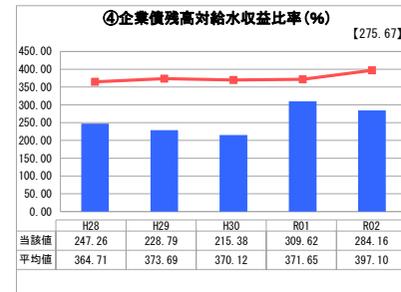
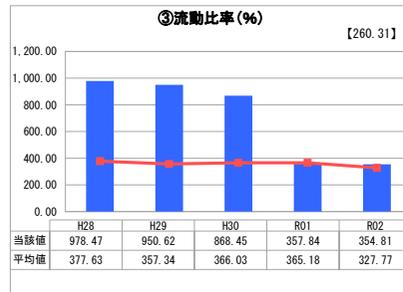
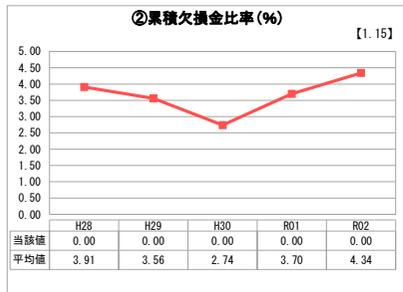
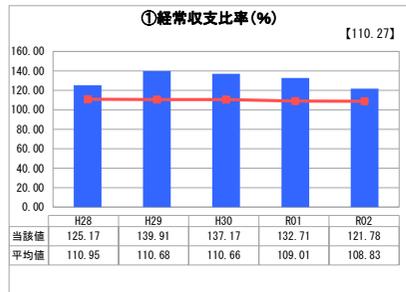
秋田県 大仙市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A5	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	75.69	40.49	2,930	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
79,241	866.79	91.42
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
31,829	49.97	636.96

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は100%を上回って推移しており、収支は比較的良好といえる。給水人口が減少傾向ではあるが、令和2年度は新規加入戸数の増加により給水収益は増加した。今後も費用の抑制に取り組み、適正な経営管理に努めていく必要がある。

流動比率については100%を上回って推移しており、流動資産の大半を現金預金に占めることから支払能力は十分確保できている。しかし、将来的な給水収益減や施設更新投資増に備えるため、実施事業を精査しながら適正管理に努めていく。

企業債残高対給水収益比率は、令和元年度に浄水場更新事業により企業債8億円を借り入れたが、依然として類似団体平均値よりも低く推移している。

料金回収率については100%を越えて推移しており、給水に係る費用が給水収益で十分に賄われている。

給水原価については、類似団体や全国平均と比べてやや低く推移している。適正価格を維持していくためにも、更なる費用削減と有収水量の確保に取り組んでいく。

施設利用率は、類似団体と比較しても概ね高い水準で推移している。施設を有効に活用し、適切な施設規模を維持できているといえる。

有収率は年々減少しており類似団体平均を下回っている。漏水等不明水量の原因を特定し、その対策を講じる必要がある。業務委託している漏水調査結果を基に計画的な老朽管更新等の漏水防止対策を、有収率の改善に努めていく。

2. 老朽化の状況について

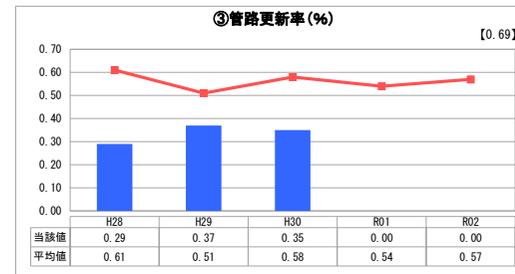
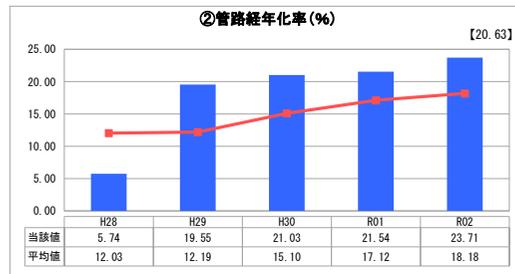
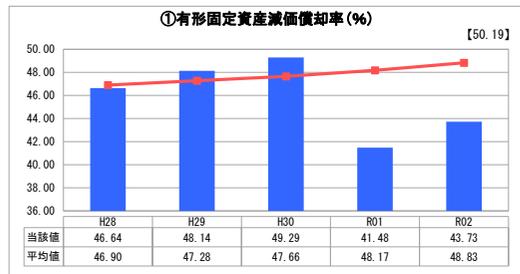
有形固定資産減価償却率については、令和元年度より減少しているのは浄水場更新事業の完了により有形固定資産が増加したこと起因している。類似団体平均値を下回ったものの法定耐用年数に近い資産が多い現状は変わらないことから施設更新の計画的な投資を実施していく。

管路経年化率については、上水道拡張事業により昭和50年代にかけて布設された管路が次々と耐用年数を迎えているため上昇傾向にある。

管路更新率は低水準にあり、回復するためには更新延長を大幅に増やす必要がある。限られた財源の中で事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な更新に取り組む必要がある。

有収率が低下している状況から鑑みるに、まずは漏水り水や漏水事故が多発している管路を優先的に更新することで施設の維持管理に努め、水道水の安定供給に取り組んでいく。

2. 老朽化の状況



全体総括

経常収支比率が100%以上であり、累積欠損金もなく、料金回収率が100%を上回っていることから経営の健全性が保たれている。しかし、施設利用率は類似団体平均を上回っているものの、有収率の減少が著しいため、経営の効率性を高めるための対策が必要である。また、老朽化の状況指標から推測されるように、法定耐用年数を超えた管路割合が増加しているにも関わらず管路更新率が低下していることから、大幅な施設更新投資を必要とする状況である。

今後の事業運営の中で、老朽施設の更新や災害に強い水道など、ハード面の再構築が必要になってくるとともに、人口減少による水需要の減少への対応が重要な課題として挙げられる。

安全で安心な水の安定供給を実現するため、料金水準の見直しを含めた給水収益確保と、水需要に見合った施設更新投資により、適切な事業運営に取り組んでいく。

投資・財政計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		(決算)	(決算)												
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	741,056	759,495	764,012	763,179	762,348	761,519	760,691	759,864	759,039	758,216	757,394	756,574	755,756	
	(1) 料 金 収 入	725,494	742,387	746,818	745,900	744,982	744,066	743,151	742,237	741,324	740,412	739,501	738,591	737,683	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他	15,562	17,108	17,194	17,280	17,366	17,453	17,540	17,628	17,716	17,804	17,893	17,983	18,073	
	2. 営 業 外 収 益	59,945	61,333	60,733	59,963	58,764	56,425	54,930	54,010	51,390	50,461	49,448	47,293	45,992	
	(1) 補 助 金	2,663	1,932	3,004	2,881	2,756	2,627	2,496	2,362	2,226	2,086	1,943	1,797	1,648	
	他 会 計 補 助 金	2,663	1,932	3,004	2,881	2,756	2,627	2,496	2,362	2,226	2,086	1,943	1,797	1,648	
	そ の 他 補 助 金														
	(2) そ の 他	564	1,490	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	56,718	57,911	57,687	57,040	55,966	53,756	52,392	51,606	49,122	48,333	47,463	45,454	44,302	
	収 入 計 (C)	801,001	820,828	824,745	823,142	821,112	817,944	815,621	813,874	810,429	808,677	806,842	803,867	801,748	
	1. 営 業 費 用	571,440	644,441	668,468	667,335	657,064	653,893	654,821	652,040	649,752	651,897	654,794	651,694	649,168	
	(1) 職 員 給 与 費	119,332	123,593	119,117	119,117	119,117	119,117	119,117	119,117	119,117	119,117	119,117	119,117	119,117	
	基 本 手 給	49,584	52,670	51,906	51,906	51,906	51,906	51,906	51,906	51,906	51,906	51,906	51,906	51,906	
	退 職 手 当														
そ の 他	69,748	70,923	67,211	67,211	67,211	67,211	67,211	67,211	67,211	67,211	67,211	67,211	67,211		
(2) 経 費	204,255	160,729	185,820	185,926	186,033	186,140	186,246	186,353	186,460	186,567	186,674	186,781	186,888		
動 力 費	35,103	31,290	31,306	31,321	31,337	31,353	31,368	31,384	31,400	31,415	31,431	31,447	31,463		
修 繕 費	26,695	13,571	27,296	27,323	27,351	27,378	27,405	27,433	27,460	27,488	27,515	27,543	27,570		
材 料 費															
そ の 他	142,457	115,868	127,218	127,282	127,345	127,409	127,473	127,536	127,600	127,664	127,728	127,792	127,856		
(3) 減 価 償 却 費	247,853	360,119	363,531	362,292	351,914	348,636	349,458	346,570	344,175	346,213	349,003	345,796	343,163		
2. 営 業 外 費 用	32,135	29,565	26,330	23,065	19,986	17,437	15,219	13,201	11,340	9,597	7,970	6,508	5,156		
(1) 支 払 利 息	32,135	29,565	26,330	23,065	19,986	17,437	15,219	13,201	11,340	9,597	7,970	6,508	5,156		
(2) そ の 他															
支 出 計 (D)	603,575	674,006	694,798	690,400	677,050	671,330	670,040	665,241	661,092	661,494	662,764	658,202	654,324		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	197,426	146,822	129,947	132,742	144,062	146,614	145,580	148,633	149,337	147,183	144,079	145,665	147,424		
特 別 損 益 (F)															
特 別 損 失 (G)	680	95	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604	604		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 680	△ 95	△ 604	△ 604	△ 604	△ 604	△ 604	△ 604	△ 604	△ 604	△ 604	△ 604	△ 604		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	196,746	146,727	129,343	132,138	143,458	146,010	144,976	148,029	148,733	146,579	143,475	145,061	146,820		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	435,045	481,772	511,115	543,253	586,711	632,721	677,698	725,727	775,460	825,039	874,514	923,575	972,395		
流 動 資 産 (J)	793,714	1,085,087	1,168,885	1,326,944	1,466,395	1,641,349	1,731,602	1,517,799	1,319,735	1,126,496	941,279	766,439	598,627		
う ち 未 収 金	219,776	53,935	45,998	45,940	45,883	45,826	45,768	68,350	45,654	45,597	45,541	45,484	45,427		
流 動 負 債 (K)	221,809	305,821	242,038	233,394	221,057	220,898	208,287	195,679	191,666	184,345	174,503	167,902	155,369		
う ち 一 時 借 入 金															
う ち 未 払 金	44,363	84,880	31,400	34,595	32,055	35,846	28,787	20,402	22,602	22,602	22,602	22,602	22,602		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	741,056	759,495	764,012	763,179	762,348	761,519	760,691	759,864	759,039	758,216	757,394	756,574	755,756		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 の 規 模 (P)	741,056	759,495	764,012	763,179	762,348	761,519	760,691	759,864	759,039	758,216	757,394	756,574	755,756		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)															

投資・財政計画

(単位:千円)

区 分		年 度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
		令和元年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕											
資本的 収入 支出	1. 企業債 資本費平準化債	800,000												
	2. 他会計出資金	5,490	5,609	5,729	5,852	5,978	6,106	6,237	6,371	6,508	6,648	6,791	6,936	7,085
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金	736												
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	55,336												
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金													
	9. その他		4,000											
	計 (A)	861,562	9,609	5,729	5,852	5,978	6,106	6,237	6,371	6,508	6,648	6,791	6,936	7,085
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	861,562	9,609	5,729	5,852	5,978	6,106	6,237	6,371	6,508	6,648	6,791	6,936	7,085
	1. 建設改良費 うち職員給与費	2,172,281	83,632	135,545	126,200	155,740	136,200	223,192	563,496	563,496	563,496	563,494	563,493	563,493
	2. 企業債償還金	133,409	136,730	175,985	175,146	163,308	153,511	149,561	144,009	139,786	133,573	126,251	116,409	109,808
	3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	2,305,690	220,362	311,530	301,346	319,048	289,711	372,753	707,505	703,282	697,069	689,745	679,902	673,301	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,444,128	210,753	305,801	295,494	313,070	283,605	366,516	701,134	696,774	690,421	682,954	672,966	666,216	
補てん 財源	1. 損益勘定留保資金	784,809	103,216	193,479	184,021	198,912	171,223	246,226	149,907	495,547	489,194	481,727	521,739	464,989
	2. 利益剰余金処分量	500,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000	150,000	150,000	150,000	100,000	150,000
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	159,319	7,537	12,322	11,473	14,158	12,382	20,290	51,227	51,227	51,227	51,227	51,227	51,227
計 (F)	1,444,128	210,753	305,801	295,494	313,070	283,605	366,516	701,134	696,774	690,421	682,954	672,966	666,216	
補てん財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	2,246,305	2,109,575	1,933,590	1,758,444	1,595,136	1,441,625	1,292,064	1,148,055	1,008,269	874,696	748,445	632,036	522,228	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
		令和元年度	令和2年度											
収益的収支分		2,708	3,170	3,455	3,332	3,206	3,078	2,947	2,813	2,676	2,536	2,393	2,247	2,098
	うち基準内繰入金	2,708	3,170	3,455	3,332	3,206	3,078	2,947	2,813	2,676	2,536	2,393	2,247	2,098
	うち基準外繰入金													
資本的収支分		6,226	5,609	5,729	5,852	5,978	6,106	6,237	6,371	6,508	6,648	6,791	6,936	7,085
	うち基準内繰入金	6,226	5,609	5,729	5,852	5,978	6,106	6,237	6,371	6,508	6,648	6,791	6,936	7,085
	うち基準外繰入金													
合 計		8,934	8,779	9,184	9,184	9,184	9,184	9,184	9,184	9,184	9,184	9,184	9,183	9,183